

平成 23 年 5 月 13 日

【照会先】

労働基準局 監督課

課 長 達谷 窟 庸 野

課 長 楠 佐 丸 山 浩 二

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5423)

(直通電話) 03 (3595) 3202

職業安定局 派遣・有期労働対策部

需給調整事業課

課 長 鈴木 英二郎

派遣・請負労働企画官 増 田 嗣 郎

課 長 楠 佐 大 塚 弘 満

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5745、5312)

(直通電話) 03 (3502) 5227

報道関係者 各位

労働者の募集や求人の申込み、労働契約の締結に当たって

労働条件等の適切な明示を周知啓発することなどを要請します

福島第一原子力発電所の敷地内又は近隣における作業であるにもかかわらず、その実態とは異なる労働条件等を明示しての求人の申込みが行われていたことを踏まえ、職業安定法及び労働基準法の趣旨にかんがみ、東京電力株式会社、主要経済団体及び人材ビジネスの事業者団体等に対して、労働者の募集や求人の申込み、労働契約の締結に当たって、労働条件等の適切な明示をすることなどを労働基準局長及び職業安定局長の連名で要請することとします。

団体ごとの要請内容は次の通りです。

① 東京電力株式会社

労働者の募集や求人の申込み、労働契約の締結に当たって、労働条件等の適切な明示が行われるよう、業務の発注を受ける関係企業に対する周知啓発の実施（別添 1 参照）

② 主要経済団体、労働者派遣事業団体及び建設業団体

労働者の募集や求人の申込み、労働契約の締結に当たって、労働条件等の適切な明示が行われるよう、各団体の全国の会員企業に対する周知啓発の実施（別添 2 参照）

③ 民間職業紹介事業団体及び求人情報提供事業団体

求人の申込みや情報の掲載依頼を受け付ける場合において、求人者に職業安定法の趣旨を周知することや、職業安定法違反のおそれがある事案について、都道府県労働局まで情報提供することの実施など（別添 3 参照）

（要請団体の一覧は別添 4 参照）